

宮崎県保険者協議会専門部会運営要綱

制定 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 宮崎県保険者協議会設置運営規程（以下「規程」という。）第 9 条に基づき、専門部会（以下「部会」という。）を設置し、宮崎県保険者協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について、専門的な検討をすることにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(業務)

第 2 条 部会は、次の事項について検討を行う。

(1) 企画調査部会

- ア 協議会の事業計画及び事業予算に関すること
- イ 保険者間で共通する課題等に対する取組の企画・立案に関すること
- ウ 健診・医療費等のデータに関する情報の収集に関すること
- エ その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること

(2) 保健活動部会

- ア 保健事業に関する情報の収集・分析に関すること
- イ 保険者間における健康・医療情報等に関するデータ等の共同分析に関すること
- ウ データヘルス事業の底上げに資する取組の企画・立案に関すること
- エ 重症化予防のための健康・医療情報を活用した取組に関すること
- オ その他目的達成に必要な事項に関すること

(構成)

第 3 条 部会は、規程第 3 条第 1 項に掲げる団体の中から、協議会会長の指名した部会員をもって構成する。

(任期)

第 4 条 部会員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 部会員に欠員が生じた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の運営)

第5条 部会に、それぞれ部会長及び副部会長各1名を置き、部会員の互選により選任する。

2 部会長は、部会の会務を掌理する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、協議会会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 協議会会長は、部会の連携上必要と認められるときは、両部会を同時に招集し、いずれかの部会長が会議の議長となる。

3 部会は、会議の運営上必要と認められるときは、部会員以外の者の出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、宮崎市橘通東2丁目10-1 宮崎県福祉保健部国民健康保険課内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 「宮崎県保険者協議会専門部会運営要領」は平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。